

丸森町は企業や起業家の皆様を支援します！

## 丸森町内にサテライトオフィス 進出を検討中の皆様へ

丸森町では、新産業の創出や地域の活性化を図るため、空き店舗・空き家に事務所を開設する事業者を経費の一部を助成します。

また、丸森町起業サポートセンター「CULASTA（クラスタ）」により、ワンストップのサポート相談を行っています。

### 空き店舗活用・承継事業 建物改修費 最大150万円

#### 【事業内容】

町内にある空き店舗等を活用して事業を開業・承継する方に対し開業にかかる経費の一部を支援します。

#### 【対象者】

- 町内の空き店舗・空き家を活用して開業するか、又は商業活動の中止が見込まれる店舗を「承継」して開業すること。
- 同一の者が同一の空き店舗等で開業する最初の事業であること。
- 開業者が町内に住所を有するか、又は町内に住所を有する者を雇用すること。
- 週4日以上かつ1日につき5時間以上営業又は運営する事業であること。

#### 【補助対象経費等】

- 補助対象経費は、空き店舗等の改装費及び器械設備費とし、1事業50万円以上のものとします。
- 補助金額は、補助対象経費の3分の1以内とし、100万円を限度として予算で定める額とします。
- 改装及び器械設備の施工業者が町内事業者の場合、50万円を限度として補助金額を加算します。
- 国、県その他機関の補助事業の対象となった経費は、補助対象経費としません。

#### 【お問合せ先】

☎0224-87-7620 ✉shokou@town.marumori.miyagi.jp

公式HP：[http://www.town.marumori.miyagi.jp/syukokokanko/shokou/Succession\\_to\\_business.html](http://www.town.marumori.miyagi.jp/syukokokanko/shokou/Succession_to_business.html)



### 起業支援推進事業 相談窓口の設置 丸森町起業サポートセンター CULASTA(クラスタ)

#### 【事業内容】《無料相談窓口》

- 齋理屋敷内に、起業サポートセンターを開設して、相談員を配置しています。経営相談はもちろん相談内容に応じて情報提供などを行い、適切な支援機関の窓口や支援事業、国県町の担当部署などにつなぐワンストップ相談窓口です。
- スタッフが火、木、金曜の週3回センターに常駐しご相談にお応えします。営業時間は、10:00～17:00（齋理屋敷営業時間に準ずる）。ご相談は、事前に電話予約が必要です。

#### 【お問合せ先】

☎022-352-8850 ✉info@mkto.org

公式HP：<http://marumori-startups.com/>



## 町の概要

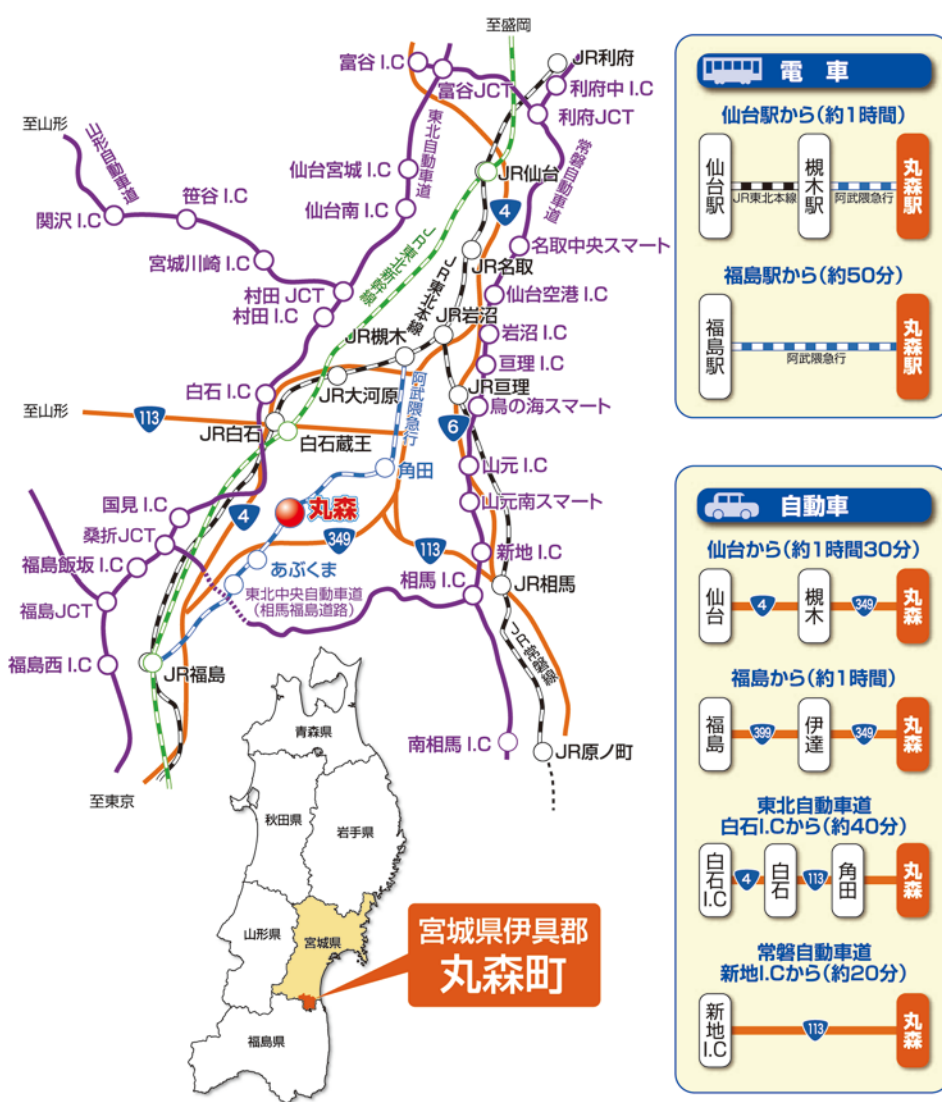
丸森町は宮城県の南端に位置し、南西は福島県と隣接しています。町の北部を東北第二の大河である阿武隈川が貫流し、その流域と支流河川（内川・雉子尾川）の流域一帯が平坦地を形成している一方、南東部は500m内外、北西部は300m前後の阿武隈山地の支脈に囲まれた盆地状の町です。

町の総面積は273.30平方km（東京23区619平方kmの約40%）で、町域の約70%を山林が占めています。気候は東北地方にあつては比較的温暖で、年間平均気温11.8度、年間降水量約1,200mmです。優れた自然環境を有する阿武隈川およびその支流には貴重な植生群や奇岩等があり、昭和63年11月、阿武隈溪谷県立自然公園に指定されています。

（令和2年7月1日）

■人口 13,063人 ■世帯数 5,046世帯 ■面積 273.30km<sup>2</sup>

## ACCESS



～丸森町への工場等進出を応援します～

# 丸 まるもり 森

宮城県  
丸森町

丸森町の  
奨励措置等  
ご案内

工場等建設費 最大2億円

人件費 最大200万円(年間)

町税の免除 最長5年間

共に立ち上がろう 次代につなぐ新たな丸森づくり

## 丸森町役場 商工観光課

〒981-2192 宮城県伊具郡丸森町字鳥屋120番地  
電話 (0224)87-7620 FAX (0224)72-3041  
E-mail: shokan@town.marumori.miyagi.jp  
<http://www.town.marumori.miyagi.jp/>



丸森町役場 商工観光課

# 企業立地奨励金最大2億円に拡充！ ワンストップ窓口で強力支援！！

## 奨励措置の対象となる企業

町内において、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる産業のうち、次の事業を営む者を対象範囲とする。

農業、林業、水産養殖業、建設業、製造業(研究施設を含む)、情報サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業全般、宿泊業(旅館・ホテルに限る)、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、その他町長が必要と認めるもの

## 奨励措置を受けるための要件

要件1：事業への投下固定資産の取得額が3千万円以上

要件2：事業開始時において、当該事業所の常用雇用者のうち、町内に住所を有する者が5名以上であること。(5名に満たない場合は、町内に住所を有する使用者も含む。)

要件3：丸森町企業誘致促進審議会の認定。

### 工場等建設費 (企業立地奨励金)

## 最大2億円

#### ◎対象要件

上記「奨励措置を受けるための要件」を満たしていること。

#### ◎企業立地奨励金額 (令和3年3月31日までの申請)

投下固定資産取得額が1億円以下の場合

⇒投下固定資産の取得額の20%の額(1,000万円限度)

投下固定資産取得額が1億円を超える場合

⇒投下固定資産の取得額の10%の額(2億円限度)

※上記期間以外に申請があったもの

⇒投下固定資産の取得額の1%の額(1,000万円限度)

### 人件費 (雇用奨励金)

## 最大200万円

#### ◎対象要件

企業立地奨励金の交付を受けた企業で、事業開始から3年間に町内に住所を有する者を新たに常用雇用し引き続き1年間雇用すること。

#### ◎雇用奨励金額

新規常用雇用者の人数 × 10万円

新規学卒常用雇用者の人数 × 15万円

(※1人につき1回限り、年間200万円を限度とする)

### 町税の免除

## 最長5年

#### ◎対象要件

上記「奨励措置を受けるための要件」を満たしていること。

#### ◎免除額

固定資産税 × 30% (5年間)

町民税法人税割 × 30% (5年間)

上記以外にも…過疎地域自立促進特別措置法による免除を選択可能

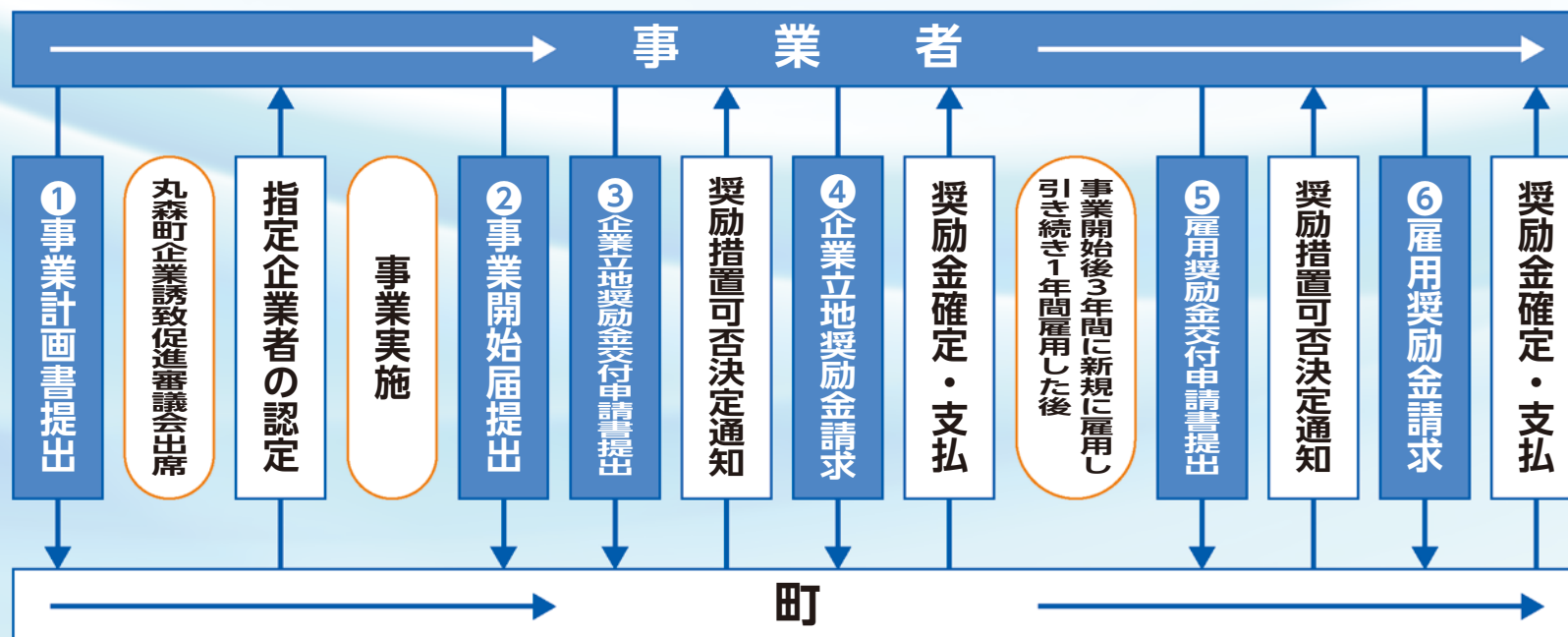
#### ◎対象要件

過疎地域内で製造業、農林水産物等販売業、旅館業(下宿営業を除く)を営む企業が、取得価額2,700万円を超える家屋等を新増設した場合

#### ◎免除額

固定資産税 × 100% (3年間)

## 企業立地奨励金及び雇用奨励金の手続き



## 用語の定義

【投下固定資産】… 企業者が町内に事業所を新設又は増設するために取得した土地、建物及び償却資産(事業所:工場・事務所・倉庫・福利厚生施設(従業員宿舎、食堂等))

【常用雇用者】… 企業者が雇用する労働者で、次の要件を満たす者

- ア) 雇用期間の定めのない労働者又はこれに準ずると認められる者。
- イ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条に規定する被保険者として同法第9条の規定による確認を受けている者。
- ウ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第9条に規定する被保険者として同法第18条の規定による確認を受けている者又は同法第10条の規定による認可を受けている者。